

公認会計士・監査審査会

主管省及び庶務担当部局課 公認会計士・監査審査会事務局総務
試験課

電話番号 (03) 3506-6000 (代表)

ホームページ <https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>

根拠法令 公認会計士法第 35 条

設置年月日 昭和 27 年 8 月 1 日

(平成 16 年 4 月 1 日改組・名称変更)

所掌事務

1. 公認会計士及び外国公認会計士に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分（監査法人に対する公認会計士法（以下「法」という。）第 34 条の 21 の 2 第 1 項の規定による命令を除く。）に関する事項を調査審議すること
2. 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人の法第 2 条第 1 項の業務、外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務並びに日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告すること
3. 公認会計士試験を行うこと
4. 協会が行う会員の法第 2 条第 1 項の業務の運営の状況の調査の報告を受理すること
5. 協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は協会

- の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること
6. 公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、法第2条第1項又は第2項の業務に関し、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めること
 7. 公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、法第2条第1項の業務に関し、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の事務所その他その業務に関係のある場所に立ち入り、その業務に関係のある帳簿書類その他の物件を検査すること
 8. 公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての法第2条第1項の業務に相当すると認められる業務に関し、外国監査法人等に対し、報告又は資料の提出を求めること
 9. 公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての法第2条第1項の業務に相当すると認められる業務に関し、外国監査法人等の事務所その他その業務に関係のある場所に立ち入り、その業務に関係のある帳簿書類その他の物件を検査すること

分科会等<分科会> なし

<部 会> 公認会計士試験試験委員選任小委員会、公認会計士試験試験問題調整小委員会、公認会計士試験実施検討小委員会

委員<定数> 会長1人（常勤）

委員 9 人以内（公認会計士に関する事項について
理解と識見を有する者。）

うち常勤 1 人

<任期> 3 年

<氏名> ◎松井 隆幸（常勤）（元青山学院大学大学院会計プロフ
ェッション研究科教授）

青木 雅明（常勤）（東北大学名誉教授、元東北大学大
学院経済学研究科・会計大学院教授）

浅見 裕子（学習院大学大学院経営学研究科委員長・教
授、学習院大学経済学部教授、大建工業
（株）社外取締役、茨城大学監事（非常勤））

上田 亮子（（株）日本投資環境研究所主任研究員、SBI 大
学院大学准教授、京都大学経営管理大学
院客員准教授、（株）マネーフォワード社外
取締役）

古布 薫（インベスコ・アセット・マネジメント（株）運用
本部、日本株式運用部ヘッド・オブ・ESG）

玉井 裕子（長島・大野・常松法律事務所パートナー、
（株）国際協力銀行社外監査役）

千葉 道子（公認会計士、カシオ計算機（株）社外取締役
監査等委員、DIC（株）社外監査役、TDK（株）社外
監査役）

徳賀 芳弘（京都先端科学大学理事・経済経営学部
長、京都大学名誉教授、京都大学経営
管理大学院客員教授）

皆川 邦仁（参天製薬㈱社外取締役、日本板硝子㈱社
外取締役）

吉田 慶太（有限責任監査法人トーマツパートナー）

諮問・答申事項等 なし